

精神的暴力にも保護命令

改正DV防止法案を閣議決定

政府は2月24日、配偶者からの暴力

(DV) 防止法の改正案を閣議決定した。裁判所が被害者への接近などを禁じる「保護命令」の対象に、「精神的暴力」を加えることが柱。言葉や態度で相手を追い詰めることも暴力と捉え、被害の拡大を防ぐ。命令に違反した場合の罰則も強化する。今国会での成立を目指す。施行は2024年4月1日。(福田敏克)

書親と離れて暮らすことの面会交流を抑えられる効果がありそうだ。そう期待する人の一人が伊東直子さん（40代後半）。都内で息子（13）、娘（10）と暮らすが、3年前に離婚した元夫との面会交流に胸を痛めてい

がごどもに意見聴取したのは1回のみ。伊東さんやごどもが感じた

恐怖は重くみられず、月1回2時間程度の面会交流を命じる審判が下つた。

活動をしている。
元裁判の調査官で、
面会交流を経験したこと
どもの調査も手掛けた
熊上崇・和光大教授は
「社会全体で精神的D
Vへの理解を深め、こ
どもの意見表明を支え
ることが必要だ。児童
福祉施設の関係者もこ
の問題に关心を持つて
ほしい」としている。

保護命令は、裁判所が必要と判断すれば発令される。現行法では「身体に対する暴力または生命に対する脅迫」を受け、「生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある」ときが当たる。

支配下に置く」など形態はさまざまだ。

元夫は高給取りで昇進も重ねるエリート。しかし私生活ではギャンブルにのめり込み、散財すると荒れた。殴る蹴るはないが、思うようにならないところでもの前でも激高し、「家に火をつける」

改正法案は脅迫の内容に「自由、名誉、財産への加害」を加える。

加害親との面会交流 子の意見表明が力ギ

お前はおかしな家系だ」などと深夜まで何時間も罵倒した。

DVの本質は力で支配することと、「長時間、正座させて説教する」「相手の行動や交友関係を制限し自らの

精神的なDVへの理解が深まれば、保護命令の件数が増える可能性がある。保護命令に至らない場合でも、加

別居後、元夫は付きまといや大量のメール送信を重ね、こどもとの面会交流を家庭裁判所に申し立てた。家裁